

## パ ラインアートレンタル申込書 兼 申込確認書

※太枠内をご記入ください。

<b>申込者(甲)</b>	申込日 平成      年      月      日
住所 〒  会社名  担当者  TEL  FAX	<b>ParalymArt 運営事務局</b>  〒105-0014 東京都港区芝3丁目40番4号 三田シティプラザ2F 株式会社セルフサポート (乙) TEL : 03-6436-0035 FAX : 03-6436-0036
<b>印</b>	

※申込者と異なる場合はご記入ください。

<b>お届け先</b>	<b>ご請求先</b>
住所 〒  会社名  担当者  TEL  FAX	住所 〒  会社名  担当者  TEL  FAX
<b>感謝状</b>	<b>お支払日</b> 翌月末払い
お名前	<b>備考</b> 佐川急便でのお届けとなります。

### レンタル商品詳細

商品名	額装	サイズ (内寸)	金額 (税込)			
			発注数	月払い	発注数	年払い
作者	抜きマット仕様	8号 (570×520ミリ)		5,775		69,300
		10号 (660×570ミリ)		7,350		88,200
		15号 (780×660ミリ)		9,450		113,400
		20号 (850×730ミリ)		11,550		138,600
		オーダーサイズ				
振込口座	ゲータボード仕様 浮かし	8号 (530×480ミリ)		7,350		88,200
		10号 (620×530ミリ)		9,450		113,400
		15号 (740×620ミリ)		12,600		151,200
		20号 (810×690ミリ)		14,700		176,400
オーダーサイズ						
銀行      みずほ銀行 芝支店						
普通預金      4111582						
名義人      株式会社セルフサポート						

※弊社記載

※商品到着後端数日はサービスとし、月初1日の月より

商品番号	レンタル開始月	商品到着予定日 (製作会社記載)
	平成    年    月    ~	平成    年    月    日    着予定
<b>備考</b>		

<b>受注者 (乙)</b>	<b>製作会社</b>
会社名 株式会社セルフサポート  担当者 島袋  TEL 03-6436-0035  FAX 03-6436-0036	会社名 株式会社ジンプラ (FGF工房)  担当者  TEL  FAX 03-3461-0412
<b>受注印</b>	<b>確認印</b>

\*上記に商品到着予定日を明記し事務局にFAX返信願います。

## 第1条 (総則)

\_\_\_\_\_(以下、甲という)は株式会社セルフサポート(以下、乙という)が運営するParalym Art複製絵画(以下、物品という)の貸借契約(以下、レンタル契約という)について、以下の条文の規定を適用する。

## 第2条 (物品の引渡しと担保)

- (1) 乙は、物品を甲の指定する場所に、レンタル開始日前日までに送付にて引渡し、甲は物品をレンタル終了日に送付にて乙に返還する。なお、物品の引渡し及び返還に関わる運送費等は乙の負担とする。
- (2) 乙は引渡しにおいて、物品が正常な価値を備えていることを担保する。

## 第3条 (物品の保険)

- (1) 乙は、物品に損害保険を付保するものとする。
- (2) 物品に事故が発生した場合は、甲は直ちにその旨を乙に通知すると共に、乙の保険金受領手続に協力する。

## 第4条 (物品の使用管理義務)

- (1) 甲は物品を管理者の注意をもって使用中管理する。
- (2) 甲の故意または重大な過失で生じた破損・紛失は、甲の負担にて保障するものとする。なお、地震・水害・噴火などの災害被害は保険対象外であるため、乙の負担にて修復するものとする。
- (3) 物品の設置、保管、使用によって第三者が被害を被った場合には、甲がこれを賠償するものとする。

## 第5条 (物品の所有権及び著作権等の侵害の禁止)

- (1) 甲は物品の譲渡・担保入れ・転貸等その他、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
- (2) 甲は物品に貼付された乙の所有権を明示する標識を除去しない。
- (3) 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることはできない。
  - ① 物品について造作、加工等その他一切の原状変更をすること。
  - ② 物品をレンタル申込書の届け先から移動すること。
- (4) 第三者が物品について権利を主張したり、仮処分や強制執行により乙の所有権を侵害する恐れがあるときは、甲は、このレンタル契約書を提示し、物品が乙の所有であることを主張証明して、その侵害の防止に努めるとともに、直ちにその事由を乙に知らせなければならない。

## 第6条 (契約期間・継続特典)

レンタル契約は、レンタル開始日より1年間効力を有するものとする。ただし、期間満了1月前までに、甲から乙に対して、レンタル契約を終了する旨の書面による通知がなされない場合には、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。尚、同商品継続特典として2年目以降はレンタル料金が25%割引となる。

## 第7条 (契約解除)

- (1) 本レンタル契約は障がい者の就労支援を目的としているため、レンタル契約期間は1年間と定め中途解約はできないものとする。なお、甲の都合により解約に至った場合でも、甲は乙に、契約満了時までの料金を支払うものとする。
- (2) 乙は、甲が次の各号に該当したとき、催告をしないで通知のみでこの契約を解除できるものとし、その場合、甲は速やかに乙の指定する場所へ物品を持参もしくは送付して返還する。
  - ① 第5条の禁止事項に該当したとき。
  - ② レンタル料の支払いを怠ったとき。

## 第8条 (発注)

甲は裏面申込書に商品名・サイズ・額装を正しく記入し、代理店及び取次ぎ店は本申込書をもって乙に発注すること。また、乙も本申込書をもって製作会社に発注し、商品到着予定日を確認次第、甲及び代理店に報告するものとする。

## 第9条 (その他)

本契約に定めのない事項については甲乙別途協議のうえ、その都度定めるものとする。